

本校の部活動に関するガイドライン

1 基本方針

- (1)部活動は、生徒たちの自主的自発的な参加により行われるもので、学校教育の一環であり、協調性・責任感等が養われ好ましい人間形成に資するものである。
- (2)部活動（運動部及び文化部）について、生徒の健康・安全の確保のために、十分な感染症対策等を行った上で、内容や方法を工夫しながら実施する。
- (3)部活動顧問は、過去の実績や経験によるものだけではなく、科学的かつ合理的・効率的で効果的な活動を推進する。また、生徒それぞれの興味・関心・体力や技術等に応じて、自主的自発的に楽しめる環境を整備し、けがや事故防止に努めるとともに、体罰やハラスメントは絶対に行わない。

2 活動について

- (1)部活動への参加は、生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しない。
- (2)参加する生徒の健康状態を把握し、生徒の体調管理（健康観察・体温チェック等）を徹底する。生徒に発熱や咳、嘔吐や下痢等の普段と異なる症状がみられる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
- (3)生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認する。
- (4)部活動の実施に当たっては、各競技団体や文化芸術団体が作成するガイドラインを踏まえる。
- (5)活動する場合には、適切な感染予防対策を講じる。
- (6)用具等については、生徒間で不用意に使い回しをしない。
- (7)感染症が流行している場合などには、部活動の活動内容等に応じて、生徒に対してマスクの着用を促すことも考えられるが、その場合においても、着用を強いることのないようにする。
- (8)各種大会・練習試合（遠征）及び合同練習を実施する際は、担当する顧問のみで参加・実施を決定するのではなく、学校として責任を持って判断する。生徒の健康状態を把握し、体調に不安を抱える生徒や参加を希望しない生徒は、参加させない。また、参加に当たっては、事前に保護者の同意を得る。
- (9)活動に当たっては、感染リスクの低減に配慮した、より短時間で効果的な内容となるよう工夫して取り組む。

3 活動時間・休養等について

- (1)原則として、月最低2日の法定休日（日曜日）に休養日を設ける。また、土日の2日間連続となるクラブ活動（練習）は月2回までとする。
- (2)休業日における1か月のクラブ活動時間は概ね30時間以内になるように努める。
- (3)1日に活動時間は、平日3時間程度とし、休日は5～6時間程度に留める。
(休日に二部練習する場合には、一部3時間以内とし必ず休憩を1時間以上設ける)
- (4)3連休の場合は、必ず1日は休養日とする。
- (5)休日に大会参加等で活動した場合には、他の日に休養日を設ける。学校の休業日に大会参加等で、基

準とする活動時間を上回った場合は、他の日の活動時間で調整する。

(6) 定期考査前の1週間・考査期間中は、原則として部活動は停止（休止）とする。ただし、公式大会が目前にある場合は、特別許可を得て短時間の活動をすることができる。

(7) 本校の学習指導・部活動指導・学校経営等のバランスを取り、それぞれの実情に合わせ休養日を設定する。

4 教職員（顧問）の勤務軽減について

(1) 教職員の健康面・精神面・教科指導・自身の生活面等のバランスを取り、心身ともに充実した教員生活を送れるように努める。

2018年9月27日策定

2020年6月18日改訂

2023年5月2日改訂

2024年5月9日改訂